


証 人 調 書

(この調書は、第21回口頭弁論調書と一体となるものである。)

|           |  |
|-----------|--|
| 事 件 の 表 示 | 平成16年(行ウ)第43号  |
| 期 日       | 平成20年10月3日 午後1時30分   |
| 氏 名       | 中野三智男  |
| 年 齢       | 54歳  |
| 住 所       |  |
| 宣誓その他の状況  | 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。                           |

陳 述 の 要 領

別紙速記録のとおり

以 上

せん  
宣

せい  
誓

りょうしん したが の しんじつ を 述べ、 なにごと  
良心に従って真実を述べ、何事

も かく せず、 いっわ を 述べないことを

ちか  
誓います。

氏名

中野三智男

印

# 速記録 (平成20年10月3日 第21回口頭弁論)

事件番号 平成16年行ウ第43号

証人氏名 中野 三智 男

原告ら代理人 (樋口)

乙第246号証を示す

これは、証人がお作りになった陳述書ですね。

はい、そうです。間違いありません。

ご記憶に基づいて記載したというふうにお聞きしてよろしいですか。

はい。

2ページに21世紀のプランに関しての陳述がございますので、これについて伺います。21世紀のプランというのは健全な水循環系の構築を目指したものだというふうに書いてございますが、間違いはないですか。

そうですね。

健全な水循環系の構築というのは、具体的にどういうことを指すのでしょうか。時間の制約があるので、できるだけ短くお願いします。

雨というのは山に降って川を流れて海に注ぐ、そこで蒸発してまた雨となって山に行く、その中で人間が今度は逆にそういった水を利用して人工的な水循環が構築されます、自然な水循環と人工的な水循環、こういったもののバランスが取れたもの、それを健全な水循環というふうに考えております。

それは、県民一人ひとりが毎日の水の使い方を考えることによって成立するものなんですか。

例えば、私たちが日常の生活の中で水を少しでも少なく利用する、あるいは、工場が少しでも使う水の量を減らすということになれば、使う水の量が全体として減りますので、自然に対する負荷というん

でしょうか、そういったものが減りますので、健全な水循環系が構築されるというふうに考えております。

今おっしゃったように、水使用量を減らすということが念頭にあるというふうに伺ってよろしいわけですね。水をどんどん使えというようなキャンペーンを張るための21世紀プランではないわけですね。

はい。当時の21世紀のプランを見ていただければ分かるかと思いますが、そういった趣旨で記述がされているかと思えます。今おっしゃったのは、県民一人ひとりというふうに陳述書には書いてございますが、事業所についても節水を呼びかける、こういう趣旨ですか。

21世紀のプランを今は頭の中にそっくりは覚えておりませんが、当然、事業者の方に対してもそういった呼びかけは必要というふうに考えております。

事業者のことは置いておくとして、県民一人ひとりに水の使用は節水に努めてくれと、そういう目的で21世紀のプランをお作りになったということですが、それをどのように県民に知らしめたんでしょうか。

21世紀のプラン自体は、もともと、ちょうど世紀の変わり目ということで、今後100年を見通して考えていこうということで、特に第1分冊のほうは、哲学的なところ、精神的なところ、県民の心のよりどころというほどではないかもしれませんが、そういった趣旨で作られておりますので、そういった中で新しい総合計画を県民の方にピーアールしていったと。

中身を聞いているんじゃないです。もしそうだとすれば県民の一人ひとりにどうやって広めたんですかという質問です。

21世紀のプランは土地・水対策室の所管ではございませんので、直接的にはしておりませんが、ただ、渇水とかそういったことが起きたときには当然そういった形で節水のピーアールを行って

きたと思います。

湧水が起きるまで示さないんじゃ、県民の一人ひとりに示すという意味がないじゃないですか。県民一人ひとりの節水意識を高めるため、涵養するために、21世紀のプランをどうやってご利用なさったんですかという質問です。

それは、21世紀のプラン自体を県民の方に広く見ていただくことによって達成できると思います。

どういうふうに広く見てもらったんですか。

当時の県計画は、どういうふうに配布されたのか、ピーアールしたのか、ちょっと今記憶にないので、何とも答えられません。

方法はともかくとして、ピーアールした、頒布したということは、間違いないんですか。

それは間違いないと思います。ただ、たしか、実際には、有料で売ったかもしれません。

陳述書を拝見すると、県民一人ひとりが毎日の水の使い方を考える契機とする、これが21世紀のプランの目的だと書いてあるんです。その目的を達成するためにどうやって広めるのが最重要の問題だと思うんですけど、その部分は、覚えてない、あるいは、有料で配布したかもしれない、こういうことですか。

その部分は、そのとおりです。

21世紀のプランには、一日当たり最大の給水量等が数字として記載してございます。それはよろしいですね。

はい。

私が一番疑問に思うのは、そういう数字を見ても県民はよく分からない、むしろ、節水のためにはどういうことをすればいいかという具体的な方法を述べてくれて、例えば水道の出し方と絞り方ということを書いてくれる

のが一番有り難いと思うんですけど、それをしないで、どうして、何万トンだか何だかよく分からない数字をずらっと並べるんですか。

21世紀のプランのところを見ていただくと分かりますように、健全な水循環系の構築について全体として文章で呼びかけている、で、水需要の見通しという名前のところにつきましては、例えば、節水をして一人一律に減らせばどのくらいの幅でもって全体としての水の使用量が減る、あるいは、工業用水については、回収率を、ある程度、高い低い、それを設定することによって、高めることによって、どれくらい補給水量が変わる、そういった数字の参考として、たしか、示されていたように記憶しております。

その割には、一人当たりの水の使用量を実績よりもかなり大きく見込んで記載してますよね。これを見させられた県民は、あれっ、実績よりもどんどん上がっている、もっと使っているんじゃないかなと。節水が目的だという割には、書いていることは逆に思えるんだけど、これはどうしてなんですか。

私には全くそういうふうには思えません。ただ、当時の予測としては、過去の実績に基づいて、統計的手法にたしか基づいて、推計していると思いますので、たまたま予測と結果が外れたと。ですから、統計的手法を用いて算定しても外れることはあるということかと思えます。

本当に単に外れたかどうかの観点で一つ教えてもらいたいんですが、陳述書には、水需要量の想定について幅を持たせると書いてあるんです。幅を持たせて、県民にもっと使ってよという意味じゃないですよ。幅を持たせるというのは、どういう意味なんですか。

節約すればこれだけ減るという意味で、そこに数字を載せたというふうに記憶してます。

実績よりも節約すればこうなるというふうに、少なくなるんならいいですけど、実績よりも予想値がどんどん増えていくというのは、どういうことなんですか。

増える分が節約されるということかと思います。何もしないでいれば10増えますけど、節水すれば8増える、そういうことだと思います。

何もしなければ増える量はもっと多いはずだ、実績よりももっと増えるはずだと、こういうことですか。

そうですね。

予想値を出すのに、時系列傾向分析、トレンドを利用したというふうに21世紀のプランに書いてございますが、覚えてますか。

具体的に示していただかないと分かりません。

甲第3号証を示す

これは、お分かりになりますか。

これは、甲第3号証としていつごろ出されたものでしょうか。

裁判所に出した時期は、ちょっと今は分かりません。これ、覚えがないですか。

申し訳ないんですが、私は18年4月から赴任しておりますので、甲第3号証を見たことはございません。

証人の陳述書をお作りになる際、裁判所に提出されたものを一応ご覧になったわけではないんですか。

全部は、時間の関係もありますので、当然見きれませんので。

2枚目の下のほうの「(参考)」に「平成22年度の予測に幅がある理由」が書いてあって、1つ目の「○」のところに「H6～H10年度の平均値と時系列傾向分析(トレンド)の2種類を採用」したと書いてございます。これは、間違いなことなんじゃないかな。

裁判所に出した書類ですから、間違いはないかなと思います。

「時系列傾向分析」というのは何ですか。

一般的には、たしか、べき曲線とか指数曲線とか5式と呼んでいたと思いますけれども、そういったものでもって統計的に推計する、そういったものを時系列傾向分析と呼んでいたと思います。

県民一人ひとりに、水の使い方、節水を求めて、その意識改革を求めるといようなことが目的だろうと思うんですけど、今のようなご説明で県民が分かると思いますか。今、私は、何を言っているのか全然分からなかったんですけど。もっと分かりやすく説明してください。

数字的なところは、あくまでも参考という位置づけでございます。その前のところに、2ページにわたって、健全な水循環について、県だけではなくて県民の皆さんと一緒に考えて行動していきましょと、その部分を強く書いてございますので。ちょっと代理人のおっしゃる意味がよく分かりません。

「時系列傾向分析」というのを分かりやすく言うと、どういうことですか。

それは、過去の実績に基づいて統計的に推計するということかと思えます。

「(トレンド)」とあるから、そういう過去の実績の流れを見て傾向を見るということですかね。

はい。

トレンドないしは傾向を見るということなんですけど、あんまり現実的ではないのかなと思うんです。社会構造が大きく転換している時代にあって、過去のトレンドを基礎とする県全体の水需要予測を見るというのは、現実的ではないような気がするんですが、どうですか。

今見させていただいた中に、過去10年の平均値というところがあったかと思いますがけれども、一つは統計的に見ればこうで、過去1



0年の平均で見ればこうだということですので、その考え方も取り入れてあるのかなというふうに思います。

過去の平均値とその傾向を見るということでしょう、それは、社会構造が大きく変化しているんだから無意味じゃないかと思うんですけど、どうですか。

現在も含めてですけれども、トレンドに基づいて推計するというのは大変難しいことかなと思います。ただ、ではほかにどのような手段があるかといったときに、例えば有収率なりに一定の仮定値を置いて推計していくという方法もあるでしょうし、あるいは、過去の実績に基づいてトレンドで推計するという方法もあるのかなと思います。

そうすると、過去のトレンドを見て傾向的に分析するということは、一つの有効な予想手段だというふうにお考えになるわけですね。

それも一つの手法かなと思います。

陳述書の5ページの「(尋問事項17)」は、21世紀のプランの予測が実績と大きく離れた理由は何かということなんですが、それに対しては、予測を行った年度以降における社会経済状況や生活スタイルの変化があったとおっしゃってます。これは覚えてますね。

はい。

2000年度作成ということだから、予測を行った年度というのは、そのころの話ですかね。

そうですね。

そのころ以降における社会経済状況の変化というのは、何を指すんですか。

一番は、やはり人口だと思うんです。

2000年以降に、人口がどういうふうに大きく変化したんですか。

当時、県計画の中では、これは県の企画課というところが推計しま

したけれども、人口社会保障問題研究所ですか、そちらの数字を使って、たしか、208万7000だったでしょうか、209万人ぐらいで推計いたしました。当時、人口研も、207万人ということで人口推計をしております。ただ、結果として見ますと、人口研や県の企画が想定したよりも、人口が伸びなかったということです。国の人口を予測するところがありますよね、正確な名前は忘れましたが、その予測で、2000年当時、群馬県はどんどん人口が増加するということが示されてましたか。

たしか、207万人という推計だったと思います。

実際は、どうだったんですか。

ちょっと具体的な数字は覚えてませんが、実際は、それよりも低かったと。

それから、生活スタイルというのは、何を意味するんですか。

それぞれ、極端に言えば所得が減ったり、いろいろしますので、例えば節水をしようとか、いろんなことがあるんだと思います。

2000年当時、証人がおっしゃったような節水の対応あるいは所得の上下に関して、予想できなかった、あるいは、実際は予想よりも大きく狂っていたということなんですか。

予想できなかったというよりは、それを要因としてとらえてはいなかったということかなと思います。

県民一人ひとりに水の使い方をよく考えてもらいたい、その契機にするために21世紀のプランを作ったという割には、県民の所得とか県民の節水に対する対応とかを念頭に入れなくて作るんですか。普通だったら、節水してもらいたいということを念頭に置くんじゃないでしょうか。

念頭に置いた結果、そういった数字が出たかと思いますけれども。念頭にあったんですね。

念頭にあったというか、何というんですかね、当然、県民の方に節水を呼びかけたわけですから、ただ、その節水が、所得が減るから節水になるとか、そういったところまでは考えていなかったと思います。

乙第246号証添付の別図1を示す

これは、群馬県水道の一日最大給水量をグラフ化したものですよね。平成8年は1996年ですけど、平成8年とか9年ごろ、ピークに達しているようですね。

そうですね。

21世紀のプランが作成されたのが2000年ですから、その前年までの実績を見れば、1996年ごろから下降傾向にあるなど、つまり、一日最大給水量が減りつつあるというふうに見えるんですけど、いかがですか。

私たちが、実績と言って、その実績をもとに推計するときには、県の衛生食品課の業務概要等で水道用水について推計しますが、事務的な作業のタイムラグというのがあるんです、ですから、推計した年次の2年次前までは業務概要で統計的データが出ているんです。そうすると、1998年度までは参考資料として使えるわけですね、それを見たら、減っているじゃないですか。

私には、ちょっと、そういうふうには見えないんですけども。

乙第246号証添付の別図2を示す

これは群馬県上水道の一人一日平均給水量ですけども、これも同じように平成7年ごろから横ばい若しくは下がりつつある、21世紀のプランが作成される2年前までのところであっても、横ばい若しくは減少傾向にあるということが分かるじゃないですか。

ただ、過去の実績をとったときに、多分そのときも10年をとったと思うんですけど、10年スパンで見た場合にどう見るかという部

分も大きいかなと思いますけれども。

傾向を見るときに、機械的に10年前から見るのではなくて、最近の傾向から将来を見るということも当然にあってしかるべきではないですか。

そういう意味で、2種類を、トレンドによる過去10年の推計と過去10年の平均値ということで、採用してるのかなと思いますけど。

乙第246号証添付の別図3を示す

これは群馬県の人口をグラフ化したものですが、これを見ると、ほとんど横ばいという感じですよ。

それは見方の問題かなと思います。

乙第246号証添付の別図4を示す

群馬県の工業用水はどうですか、平成7年あたりにピークに達して、その後は減っている姿が見えるように思えるんですけども、これも見方の問題なんですか。

過去10年をどうとらえるかということかなと思いますけれども。私どもから見ると、この図を見る限りでは、明らかに横ばい若しくは減っていると思えるんです。証人はどうも見方が違うようだけれども、県も違うようだけれども。今後の予測を立てるのに、見方は違うにしても、どうして、横ばいあるいは減少という見方を全く取り入れずに、右肩上がりであるような予想を立てたんですか。

工業用水につきましても、補給水量ベースですけども、たしか、推計していく中で、回収率を2つ設定していたと思うんです、ですから、回収率を高くとれば水の使用量は減りますし、低くとれば水の使用量は増えるということですので、必ずしも代理人のおっしゃるようなことではないかなと思いますけれども。

専門家の技術的なお話で、私には非常に分かりにくいんです。陳述書に添付された図を見る限りにおいては、一般の人は、これはどうも減っている

んじゃないのと。そしたらば、減っていることを前提に、あるいは少なくとも横ばいで予想するのも、一つの方法として選択すべきだったんじゃないかなと思うんですけども、それをなさらなかった理由は何ですかというのが質問です、工業用水がどうのこうのというよりも。

それは、やっぱり、見た目の問題もあるのかなと思うんです。平成9年10年以降ずっと点がプロットされてます、それ全体を見た中でここだけ見るとそういうふうに見えるのかなというふうに見えますけれども、その部分を隠して見ていただければ、どういう評価になるかは、人によって分かれるかなと思います。

これをどう判断するかは、一般の人、あるいは裁判所、我々が、どう見るかという観点にかかるということですね、見方ということだから。

私たちは、そうは見えてないということです。

元に戻るんですけど、21世紀のプランを作った理由は県民一人ひとりが毎日の水の使い方を考える契機になって節水になればいいというお話がありましたけれども、今見たように、見方によっては、もうちょっと数字を絞って小さくしたほうがいいのかと思うような見方も可能ではあるかと思うんですが、それをも無視して大きく予想を立てるということは、県民に対して仮にそれを数字として示すなら、あんまり示してなかったようですけど、見せられた県民は、もっとじゃぶじゃぶ使えというふうにするんじゃないかと思うんですが、そういう心配はなさいませんでしたか。

繰り返しになって大変恐縮ですけども、21世紀のプランの文章のところをよく読んでいただいた上で、なおかつ、皆さんが節水した場合には、10伸びるものが8になりますよと、そういった意味で、過去10年の平均値で、これぐらいで使っていただければ水量はこれです、今のまま使っていくとこういうふうに水が伸びますよと、だから少しでも節水してくださいということで、そういうふう

に私にはよく読めるんですけども、いかがでしょうか。

私には難しくよく理解できないんですけど。次の質問に移ります。陳述書の1ページの「(尋問事項4)」に対する答えに、水需要予測としては県の総合計画に掲載するため行ってきた5年ごとに策定する水需要の見通しというのがあると書いてあるんですが、これは間違いないですか。

ええ、そのように記憶してます。ただ、平成17年については、なかったのかなと思ってます。

5年ごとに策定する水需要の見通しと、21世紀のプランとは、どういう関係になるんでしょうか。21世紀のプランが、そもそも、5年ごとの水需要の予測というふうに考えてよろしいんでしょうか。

そうですね、5年ごとに作っておりますので、それも、それに該当するかと思います。

証人もお認めになっているように、21世紀のプランの予想値と実績が随分違っていた、乖離があったということは、よろしいですね。

結果として、乖離しています。

それが2000年度に作成されたというのも、よろしいですね。

平成12年度だったと思います。

今おっしゃったところによると、これは5年ごとに策定するんだと。今は2008年度で、5年ごとということであれば、その5年はとっくに過ぎている。しかも、実績と予想値が随分狂ってきた。県民一人ひとりに正しい数字を知ってもらって節水を呼びかけるのであれば、正しい数字に書き直した新たなものを作るべきだったのではないのでしょうか。それができますか。

県計画の作り方ですけども、先ほど申しあげましたように、21世紀のプランというのは、今後100年を見通して、子供や孫の世代までのことを考えて、群馬県の将来の在り方、そういったものを。

## 裁 判 長

5年ごとに作らなくていいんですかという質問です。どうですか。

5年ごとに作る必要はないかなと思います。それは、県計画がそういう作り方だったということです。

## 原告ら代理人（樋口）

5年ごとに策定すると証人はおっしゃったんだけど、違うんですか。

今回の平成17年のときは、土地フレームもたしか基本的にはなかったと思いますので、そういったフレーム的なものは記載されていないのかなと思います。

5年ごとに策定するはずだったものを、なぜ作らないんですか。しかも、今証人もお認めになったように、実績と予想値が乖離していた。そして、策定の目的は県民に正しい数字を知ってもらうためだった。どうして作らないんですか。

それは、県計画の作り方が、そういう作り方だったということです。実質上の理由は何かあるんですか。

いや、特にはございません。県計画というのは、県の企画課というところが中心になって作ります。そこで、フレーム的なものは今回は載せないことにしたということでございます。

実績と予想値が違う理由の一つとして、陳述書の5ページの「(尋問事項18)」に対する答えの5行目に「負荷率については過去10か年間の実績値の最低値を採用したことによるものと思います」と書いてあります。覚えてますか。

水需給想定調査のところだと思います。21世紀のプランではないです。

これは、21世紀のプランじゃなくて、需給想定調査票、国土交通省から質問を出されたやつに対する回答ですね。

はい。

負荷率は10か年間の最低値をとったということなんですが、どうして最低値をとるんですか。

県民の安全で快適な生活の確保と本県産業の、ということで書いてあるかと思いますが、今回の需給想定のお返りの中には、過去10か年の間で見ますと、81パーセント台が4回出ているんです、4回も81パーセント台が出てますので安全サイドを見るという意味で、81.5という数字を採用したと記憶しています。

群馬県では洗濯乾燥機の普及率がその当時相当大きかったかどうか、お調べになりましたか。

知りません。

2000年代に入ってから、コインランドリーが県内の中規模以上の都市には随分できているんですけども、コインランドリーの出店傾向等はお調べになりましたか。

調べてません。

それから、夏が暑くなったということで空調機がどんどん広がっていく傾向になりつつあったということをお調べになったことはありますか。

ただ、群馬県の場合には山間部も多いですので、山間部ではあんまりエアコンは入ってないかなと思いますけど。

山間部ではあんまりシャワーを浴びることもないから、それはいいんですよ。都市部での話です、そういうことを調べましたか。

いえ、調べてません。

負荷率というのは、平均給水量と最大の給水量にどれだけの乖離があったかということですよ。だから、最大のところがうんと大きくなってしまってその乖離が大きくなるということは、取水量、給水量あるいは水源対策を十分に厚くしなければならないということですよ。



そうですね。

その乖離が少なくなっていけば、最大給水量はもちろん減るわけですね。

そういうことです。

国土交通省の水資源開発基本計画需給想定調査に対して群馬県が回答したということですが、これは、いつ作成されたものですか。

回答した時期は、平成19年の10月だったかと思います。

陳述書を拝見すると、この回答は県全体としてのマクロ的な想定と検証だと書いてございます。時間がないので手短でいいんですが、県全体としてのマクロ的な想定と検証というのは、どういうことを意味するんですか。

県全体としての実績値をもとにして需要想定を推計して、県全体としての水源を合計して供給想定値を算出して、その結果を、最近の少雨化傾向をもとに、そこに書いてありますけれども20分の2の供給可能水量ということで算定をして、その際の需給バランスを見たということでございます。

そのへんは、時間があれば後でうちちょっとお聞きします。陳述書の中に、水道事業を行わない群馬県が水資源の確保を目的とした水需給計画を策定する必要はないと書いてあるんですが、これがよく分からないので、できるだけ短くお願いします。

群馬県には、御存じのように、山岳地帯から平野部までございます。今でこそ、たしか38市町村になりましたけど、従前は70市町村、70水道事業だったわけです。現在では、たしか、31市町村、35上水道事業、それと、221だったと思いますけれども、簡易水道事業が行われているわけです。で、それぞれ各水道事業体が責任を持って水源確保をしていますので、それをひとくくりにして県として水道事業認可におけるような水需給計画を作る意味がないという意味で、水需給計画を策定していないということだと思います。

群馬県が水資源の確保を目的とした水需給計画を立てる必要がないというのは、そういう意味なんですか。

基本的に水源の確保は群馬県の場合には市町村水道ですので、市町村水道があくまでも住民あるいは工場に責任を持って安定的に供給する義務を負っております。ですから、それぞれが厚生労働省なり県の認可を受けて水需給計画を認めていただいた上で水源確保をしておりますので、それは、それぞれの水道事業者が責任を持って確保しているというふうに考えております。

県のホームページを見ると、土地・水対策室というのがありまして、そこに水資源係があるというふうになっているんです。そこは、証人の属しているところですね。

はい。

水資源系の業務の詳細という欄を見ると、水資源計画の策定、水資源の確保対策とあるんですけども、それと、今おっしゃった水資源は市町村レベルあるいは事業者が確保するんだということとは、どういふかわりになるのでしょうか。

具体的には、先ほど申し上げましたように、市町村が自分の地域の将来像、人口、産業、そういったものを描いて、水源はこれだけ必要だというふうに確保するという意思決定を受けて、県はその仲介として、国土交通省あるいは水資源機構が造るダムそれぞれの、群馬県のA水道事業にこれだけ必要だということで、是非その分を群馬県に分けてくださいということで、間に入って仲介役を果たすという意味での確保という意味でございます。

土地を売る人と買う人がいて、群馬県というのは、その仲介屋みたいなものなんだということなんですか。

土地かどうかは分かりませんが、ダムに水源手当をしたいと

いう方がおいでになれば、建設計画中のダムに是非乗らせてくださいということで、水道事業者と国との間に入って調整を行うということでございます。

水需給に関して県全体のマクロ的な想定と検証をなさるわけなんでしょう。

今回はそれを行ったということでございます。

それは本来は各水道事業者ないしは各市町村に任せるべきであったということで、今は反省してるということなんですか。

今回の調査自体は、国土交通省のほうから想定調査ということで様式が定まってきましたので、それに基づいて、県全体としての需給を想定して検証した上で回答したということでございます。

先ほどは、各水道事業者あるいは市町村レベルの需給についての意見を取り次ぐのが県の仕事だとおっしゃったんですけど、今のは、そうではないみたいなおっしゃり方なんですけど。

今回の調査に対しては、県全体の水需給のバランスを調べて想定して検証した上で回答したということでございます。

仮にそれができるとしても、水は上から下に流れるものでしょう、それから、県全体といっても川筋が違うことだってあるじゃないですか、そうすると、県全体としてのマクロ的な想定と検証というのは無意味なことじゃないですか。

そういうふうには思いません。

県は取次ぎみたいなことをしていると証人はおっしゃるので伺いますが、取次ぎをしている中で、21世紀のプランでも国土交通省の調査に対する回答でもいいですけど、県としての水需要予測をして、そのときに各水道事業者から上がってきたものと大きなそごがあって、例えば、県の研究によれば将来の水需要が非常に大きくなるというのに、各水道事業者の水需要予測は非常に過少である、そうすると将来水不足が生じるなという心配が

あっても、それはうちには関係ないよということで、各水道事業者との調整をしないんですか。

各水道事業者はそれぞれ自分の地域の人口あるいは将来像を見越して水源確保をしておりますので、それに対して、県、特に企画部のほうで、それは不適切ですというようなことを言う立場にはないと思います。

八ッ場ダム建設の事業に参画するのは、各事業者ということになるわけですね。

八ッ場ダムの基本計画を見ていただければ分かるとおりでと思います。

例えば、群馬県企業管理者が建設負担金を負担するというときに、県の一般財源からお金が出ませんか。

県の一般財源から出るのは、治水分が出るかと思えますけど。それは、県の県土整備部のほうでお支払をしてると思えます。

一般会計から水道事業特別会計に繰越金という名目でお金が出るんじゃないですか。

それは、衛生食品課というところから企業局に出ていると思えます。現に、県民の税金から、そういう水道事業のためにお金が出るんですよ。そして、今申し上げたように、県のほうで県全体の水需給についてちゃんと予測もしてる、で、水道事業者とその想定した数字が随分違っていても、立場が違うんだから、何も言わない、調整もしないというのは、県民の税金を支出する立場として説明責任を果たしていると思えますか。

毎年、業務概要というものが衛生食品課から発行されております。そちらの各市町村の計画一日最大給水量を見ていただければ、県の計画と、市町村の個別水道事業の考えている計画と、どれほど違うかという気がします。

どれほど違うというのは。

県の今回の水需給予測のほうが、たしか、少なかったように覚えています。ですから、個別の市町村水道事業ごとに中身をよく見ていかないと、分からないということです。

県の数字と水道事業者の数字が違う、そして水道事業者のほうがダム建設に参画する、県の数字と違った場合には、それは違うよと言わないと、税金を支出する理由が成り立たないでしょう。

各水道事業者さんは、それぞれの需給計画に基づいて、厚生労働省なり県の衛生食品課だったと思いますけれども、そういったところの事業認可を受けて各ダムに水源手当をしておりますので、県の企画部がそれはおかしいと言う立場にはないと思います。

そうすると、需給計画が違っていても、証人の所属している土地・水対策室で分かっても、一般会計から金が出るのを黙って見ているということなんです。

ちょっと質問の意味がよく分からないです。

そこが県民の一番基本的な心配なんだけど、その質問の意味が分からないということであれば、次にいきます。国土交通省に回答するにあたって、県全体としての水需給のバランスを考えたということは間違いはないですか。

水需給のバランスを見たということです。

証人は県全体の水需給計画は無意味だからしないとおっしゃったけれども、県全体としての水需給のバランスを見たというのは、それとどう違うんですか。

.....。

陳述書を拝見すると、県全体としての水需給のバランスで、八ッ場ダム建設事業への参画を検討すべきではないかと、こういうふうに書いてあるんです。

ちょっと、そういうふうにしたかどうか。

乙第246号証を示す

3ページの「(尋問事項10)」に対する答えの最後から4行目に「県全体としての水需給バランスから判断すると八ッ場ダムは必要な水源となります」と書いてあるんです。尋問の最初のことにお聞きした関係では、県全体の水需給計画は作らない、無意味だと。県全体の水需給のバランスと、県全体の水需給計画は、どう違うんですか。

県全体の水需給計画というのは、私のイメージしているものは、県の水道事業認可を受ける際の水需給計画ということで、もちろん水需要予測もございまして、それから、予測に対応する水源確保も当然出てきます、で、水源を確保した上で、じゃあどのように供給施設を、例えば浄水場なり配水系統なり、そういったものをコスト面も含めて計画したものが水需給計画というふうに理解しております。

水需給のバランスというのは、コスト面を考えないということなんですか。水需給のバランスを見て八ッ場ダムに参加すべきかどうかというふうに言っているんだから、コストを考えるのはむしろ水需給のバランスのほうじゃないんですか。

そうとは思いません。

違うんですか。

あくまでも今回の調査の中では、20分の2で見た場合の需給バランスがおおむね取れていると、その中に八ッ場ダムというダムも、県全体としてですけども入ってますので、そういう意味では必要だというふうに書いております。

(以上 高橋美和子)

国土交通省への回答にしても、21世紀のプランにしても、証人は先ほど来、県全体の水需要計画については水事業者が調べることでうちは関係ないよみたいなことをおっしゃっているんだけど、各水事業者からその資料を見せてもらい、あるいは数字を参考にさせてもらうということは必要なことだったんじゃないですか。

これも先ほど申しあげましたように、群馬県全体は山間部から東毛のほうの平野部までございます、その中で、現在31市町村、35上水道事業、それから、221簡水、それから、渡良瀬川、片品川、吾妻川、たくさんの支川があります、平野部は地下水が取れます、そういった地域の特性がございますので、それを県全体でひとくくりにして先ほど私が申しあげましたような水需給計画を作る必要性はないということでございます。

各水道事業者からその資料をもらって積み重ねることだってできるでしょう。

.....

各事業者の作ったものが正確だと言うならば、その正確なものを積み重ねればいいじゃないですか。なぜそれを資料としてとらなかつたかを聞いています。

今回の水需給調査の回答の中では、県全体の水需給バランスを見るということで、需要想定、供給想定をして回答した、そういうことでございます。

被告ら代理人

第5次フルプランが出ましたね。

はい。

フルプランというのはどういうものか、簡単に説明してください。

用途別の水需要の見通し、それから、供給施設の目標等々が書かれ

たものでございます。

国土交通省が作るものですね。

はい、そうです。

各県から資料を集め、あるいは国土交通省が独自に調査をする、そういうものであるということによろしいですか。

はい。

フルプランに書かれている計画に、各県、先ほどの証人のお話だったら水利権者、水道事業者は拘束されますか。

フルプランに直接的には拘束されません。

そういう性格のものではありませんね。

はい。

少雨化傾向についてお伺いします。

乙第249号証を示す

これが第5次フルプランと言われるものですね。

はい、そうですね。官報告示された資料ですね。

少雨化傾向については、どこに記載がありますか。

具体的に少雨化傾向という記述はございませんけれども、供給可能水量を想定するときに、20分の2の水量を基本に考えてくださいということでしたか国のほうから通知がきてたかと思えます。

これは、1の(2)の後半あたりに記載がありますね。

はい、「近年の20年に2番目の規模の渇水時における流況を基にすれば」というところですね。

乙第251号証の1添付の資料8を示す

2ページに、安定供給可能量、あるいは少雨化傾向についての記載がございますね。

少雨化傾向はありますね。



「供給施設の安定性低下」という記載がございますでしょう。

はい。

今20分の2とおっしゃったのは、何を意味しますか。

グラフにございますように、明治33年ころからずっと統計的なデータを取っていくと、少雨化というんですか、降水量が減ってきていると。「計画基準年S35年」というのがあるかと思えますけれども、大正7年から昭和39年くらいでしょうか、その中の計画基準年の35年と比べると、近年20年の中の20分の2、昭和62年だったかと記憶していますけれども、やはり雨の量が少ないと。

昭和62年というのは、昭和58年から平成14年の20年間の中で20分の2、つまり、20年で2番目に雨が少なかった年が昭和62年という意味ですね。

はい。

20分の4というのは御存じですか。

先ほどおっしゃった58年から平成14年の間で下から4番目の年ということだと思います。

乙第251号証の2添付の資料-2を示す

一番下の「評価結果」というところ、「近年1/10」というのが真ん中にあります、これが20分の2のことですね。

はい、そうです。

これが21.4パーセント減ってしまうということですか。

利根川においては21.4パーセント減るということですね。

下流の、例えば千葉県にいきますと、もうちょっと少ない値だと思うんですが、御存じですか。

申し訳ないんですが。

知らない。

はい。

20分の4だと17.9パーセント減るということですね。よろしいですか。

そういう数字が出ているのであれば、そういうことだと思います。  
需給想定調査のことについてお伺いします。

乙第246号証、乙第248号証を示す

乙第246号証の3ページに、どういうデータでもってやったかというのが書いてありますが、乙第248号証の2枚目の「水道用水1-1 需要想定値」は、ここに書いてあるような資料を使ってやったんですか。

はい、そうです。

予測は、乙第248号証の3枚目の「水道用水1-2」、この手法ですね。

はい、そうです。

これを見れば分かりますね。

はい。

今度は、水道用水の供給想定です。乙第248号証の4枚目の「水道用水2-1」は、5枚目の「水道用水2-2」、6枚目の「水道用水2-3」を使っているわけですね。

はい、そうです。

5枚目の「水道用水2-2」を見ますと、「(参考)供給実力」というところに「4/20」、「2/20」というのが出てきますけれども、これが先ほどおっしゃったことでよろしいんですか。

はい、そうです。

7枚目の「水道用水3 総括票」、これが証人の言われた需給バランスのことですね。

はい、そうです。

20分の2、20分の4というのは、どこに出てきましようか。

備考欄に、「4/20 渇水年における水需給計画」, 「2/20 渇水年における水需給計画」の欄を指してます。

そうしますと、20分の2で言うと、一番下の欄、これは単位が秒で、14.537トンの一日最大取水量に対し、供給想定が14.844トンということになりますね。

はい、そうですね。

若干供給が上回るということになるんですか。

そうですね、結果としてそういう結果ですね。

その2段上に「4/20 渇水年」というのが出てきますけれども、それはちょっと省略しましょう。時間がありませんから、工業用水の結論のところだけ。13枚目の「工業用水3 総括票」の下の表で、一番下の「2/20 渇水年」のところですが、需要想定として一日最大取水量が毎秒2.512トン、それに対して、供給想定が2.440トンというふうになっていますね。それでよろしいですか。

はい。

ということは、何を意味しますか。

20分の2の渇水年においては、おおむねですけれども、バランスしているということですね。

バランスしてますか。2.44と、2.512で。

まあ、若干需要が上回ってますけれども。

需要が上回っているけれども、まあまあバランスしている、こういうことですか。

そうですね。長期的に見れば、おおむね適正ではないかと。

次に、アンケート調査についての証拠が出てまいりました。

甲第16号証の1ないし7を示す

証拠説明書によると、平成15年11月ごろのものだというふう書いて

あります，全く分かりませんが。

はい。

平成15年11月に，八ッ場ダムに関する基本計画の第2回変更について，  
参画水量を減らす申請をしてますよね。

直接うちの所管ではないですけども，当然そういった手続はされて  
いると思います。

それは知ってますでしょう，結論的に。

はい。

乙第13号証，乙第235号証を示す

乙第13号証が，第2回の基本計画の変更ですね。

はい，そうです。

乙第235号証は，県からの減量の申請でしょう。

はい，そうです。

そうすると，県は水道用水供給事業ですからね，各受水市町村の意向によ  
って減量しているんですかね。

基本的には，そういうことですね。

乙第252号証を示す

これは，計画給水量の変更の前後のことが控えてあるんですけども，平  
成17年の計画によると，取水量換算の量で言えば，1.84トンという  
ことになっていますね。

はい，書いてありますね。

平成19年7月13日付け被告ら釈明書を示す

乙第252号証に記載のある取水量というのは，釈明書の3ページにある  
非かんがい期の水量と合致してますね。給水量換算じゃなくて，取水量換  
算で見てください。

.....

足し算しなきゃ分からないかな。

申し訳ないんですが、ぱっと見では分からないんですけれども。いずれにしても、こういった見直しされた水量で当然八ッ場ダムの基本計画に載っておりますので、その釈明書の意味がよく分からないんですけれども。

甲第21号証を示す

右上にNo.8と書かれている項目を示します。右側の「平成16年見直し後の最終協定量」14万6000トン/日、これはそのとおりですよ。

そうですね、先ほどもそういった資料ありましたね。

ただ、現時点で取水できるのは何トンなんですか。先ほどの被告の釈明書の3ページを見てください、暫定豊水水利権で取水できる量は、県央第二水道で約0.8トン、あるいは0.9トンくらいですかね。

この表だと、県央第二が0.564トンですか。

両方足すでしょう。

あ、足すとですね、はい。

では、もう一度甲第21号証のNo.8を見てください。給水実績は6万7000トンというようなことが出てますけれども、これは暫定豊水水利権の中でやっているという話ですかね。御存じかどうか。知らなかったら知らないで結構です。

申し訳ないんですが、ちょっと分かりません。

理屈の上で、暫定豊水水利権以上のものは取れませんよね。

もちろんそうです。

理屈の上では、そういうことになるでしょう。

既に暫定取水しているということですので、その暫定取水した水は、当然のことながら、利用されているということだと思います。

広桃用水についてお伺いします。

甲第19号証，甲第20号証の1ないし12を示す

甲第19号証の第3条，非かんがい期に12.2トン，これは取水量ですか。

これは取水できる量というんですか，ピーク的时候は12.2トン取っていいという話ですね。農業用水ですので，季節，半旬によって使う水の量が違いますので，9月26日から5月31日までの間で，ピークで12.2トン取っていいけれども，それ以外のときは，一般的な話ですけれども，7トンとか8トンとかいった量まで減るということで，水道用水みたいに一律べたで12.2トン取っていいということではないかなと思います。

そうすると，例えば0トンということもあるわけですか。

申し訳ありませんけれども，ちょっとそれは分かりません。

今のところちょっと補充しますと，12.2トン取れるから，もっと冬に水が余っているはずじゃないかと，私の理解が違ってたらそうじゃないのかもしれませんが，ある方がここでそんなような趣旨のことを言われたように思うんですが。

ちょっと私の理解と違うのかなと思うんですけれども，12.2トンのうちで何トンか水道用水に回すことができるのではないかと  
うご意見だったと思うんですけれども，違うでしょうか。

そうですか。私もよく分からなかったものですから。伊藤さんという方の陳述書ですね。

はい。これは農業用水としてピークで12.2トン取っていいという水利使用規則になってますので，農業用水で必要だからということで認められた量ですので，何か合理的理由がない限り，この中から，2トンであれ3トンであれ，水道用水として，あるいは工業用水として使うということは，河川法上，全くできないということで

すね。

甲第23号証を示す

各項目の右下に小さい数字で通し番号が書かれています。証人としてはいろいろ言いたいことがあるとおっしゃっておられましたけれども、時間がありませんので、そのうち、特におっしゃりたいと言っておられた番号13について述べてください。

これにつきましては、先ほど原告側のほうから質問がありましたけれども、大阪の分析ということでそのまま書かれておりますけれども、東京とか大阪と群馬県を単純に比べることはできないかなというところで、もちろんここに例として挙げることも自体が問題だとは思いませんけれども、群馬県のことを考えた場合には、例えば群馬県ですとマンションはそれほどありませんし、戸建てで面積が広いですから軒下に梅雨の時期でも干しますし、群馬県では屋内通年プールというのはそんなにはないのかなと。あと、「夏期のシャワー回数の減少」とありますけれども、群馬県で1日に何回もシャワーに入る人というのはそうはいなくて、やはり夏場であってもシャワー1回、場合によれば夜ふろ1回というようなことで、大阪とか東京のような論理を群馬県にそのまま引っ張ってくるのはちょっと無理があるのではないかなというふうに、これを見て思いました。

番号30を示します。これについて、何かおっしゃりたいと言っておられたような気がするんですが。

これは、群馬県の上水道の将来水需給ということで算定していただいたようですけれども、この中を見ますと、例えば③の有収率のところ、2006年度の実績値が85.8パーセントとあるんですけれども、漏水防止対策に力を注げば将来90パーセントになりますよという一つの仮定です。それから、⑤の利用量率につきまして

も、県の予測値の採用値92.8パーセント、これに対して、クロードシステムにして精度を高めて96パーセントに引き上げるといふことで、仮定ですね。ですから、水需要の予測を行っていく上では、過去の実績ももちろん大切ですし、こういった仮定を設けることも一つのやり方といふことで、様々な推計の方法があるのではないかなといふふうな感想を持ちました。

番号37、38について、意見があれば。

群馬県の4つの県営水道がここに記載されておりますけれども、番号37で申し上げれば、ここに「たとえば」と書いてありますけれども、「県央第一水道の受水市町村が自己水源を優先的に使ってその受水量を減らした場合」といふことで、仮定のもとにそういったおっしゃり方をされているようですけれども、基本的にはもう県央第一水道は既に全量使われているというような状況があったり、この地域の地下水について見ますと、例えば鉄分が多いので使えなくなってきたりとか、あと、群馬県全体の問題でもありますけれども、硝酸性、亜硝酸性窒素が濃くて、井戸によってはブレンドして濃度を薄めて給水しているというようなことも聞いたことがございますし、現在東毛地域が北関東の地盤沈下防止等対策要綱の保全地域、観測地域になっておりますけれども、環境保全課というところの会議の資料等を見ますと、高崎方面でも地盤沈下が進んでいて、これも大きな問題になっているといふようなことでございますので、ここに「たとえば」といふことで書かれておりますけれども、実際はその地域の実情といったものをよく検討しないとそういった結論は導き出せないのかなと。それから、番号38のほうにつきましては、例えば桐生市のところで12万3517とございますけれども、桐生市には桐生川ダムというダムがございます、これは桐生市にと



って非常に重要なダムということで、水源ということで位置づけられておりますけれども、この水、現在使われておりませんが、そういった水を例えば前橋に持ってくるとか伊勢崎に持ってくるのかといったことはできませんし、あるいは、先ほど申し上げましたように、地下水の水質の問題、地盤沈下の問題等々いろいろございますので、マクロでは確かにおっしゃるとおりかなと思いますけれども、実際上はこういった形で、具体的に見ていきますと、難しいというふうに感じております。

もう一度、水需給想定調査についてお伺いします。

乙第248号証を示す

この調査によって、八ッ場ダムに参画する、しないということが基礎づけられているものですか。

これはたびたび何度も申し上げているかと思っておりますけれども、あくまでも住民あるいは行政区域内の工場、事業所、そういったものに安定的に給水する義務を負っているのは市町村水道事業者でございます。市町村水道事業者が、それぞれ、国土交通省が造るダムであれば特定多目的ダム法に基づいての使用権設定、それから、水資源機構が造るダムが、今現在ないですけれども、もしあれば水資源機構法に基づいて申請をして、それから、県が造るダムであれば河川法に基づいて県と協定を結んでダム建設に参画していくということでございますので、基本的にはそれぞれの個別法に基づいて個々の水道事業者が責任を持ってダムに参画していくというふうに考えております。

乙第252号証、乙第253号証の1、2を示す

県央第二水道、東部地域水道、東毛工業用水道がこの八ッ場ダムに参画していることの根拠というのは、乙第252号証、乙第253号証の1、2

だと考えてよろしいですか。

基本的には、そういった需要予測の下に、それぞれが責任を持って判断してダムに参画しているということだと思います。

需要予測よりも、協定書に基づいてというほうが正確だったですかね。

工業用水道について言えば、そういうことになろうかと思えますね。水道水はどうでしょうか。水道用水供給事業。

水道用水供給事業においても、市町村の要望を受けてということで、おっしゃるとおりかなと思えますけれども。

原告ら代理人（福田）

群馬県は、水需要の将来予測というのは、今後やっていくんですか。

今のところ、まだ未定ですけれども。

証人は今、嶋津証人の水需要予測のいろいろなことを批判されたと思うんですけれども、群馬県の水需要予測を本来やるべきなのは、嶋津証人なんですか、群馬県なんですか、どちらですか。

群馬県では、個々の市町村水道が責任を持って必要水量を算定し、ダムに参画しているということでございます。

嶋津証人がやるか、群馬県がやるかと言ったら、どちらなんですか。

あくまでも市町村水道だと思いますけれども。

（以上 齋藤 祐子）

前橋地方裁判所民事第2部

裁判所速記官 高橋 美和子

裁判所速記官 齋藤 祐子